

中部清掃組合のばいじん処理物のダイオキシン類埋立基準超過について

本組合が、下記事業場に設置している一般廃棄物処理施設のばいじん処理物中のダイオキシン類濃度に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 3 項及びダイオキシン類対策特別措置法第 24 条第 1 項で定める埋立基準を超過する事案が発生したため、ご報告します。

1 基準を超過した施設

(1) 事業場

中部清掃組合 日野清掃センター
滋賀県蒲生郡日野町北脇 1 番地 1

(2) 設置者

中部清掃組合（東近江市、日野町、竜王町で構成する一部事務組合）

(3) 施設の種類

一般廃棄物処理施設（平成 19 年 4 月供用開始）

(4) 処理能力

焼却能力 180t/日（60t/日×3 炉）

2 今回のダイオキシン類濃度の埋立基準超過

滋賀県が立入検査で令和元年 8 月 28 日に採取した日野清掃センターにおいて一般廃棄物の焼却処分に伴い発生するばいじん処理物中のダイオキシン類濃度が、埋立基準である 3ng-TEQ/g を超える 11ng-TEQ/g であったことが滋賀県から本組合へ 9 月 27 日に連絡がありました。

なお、これまで年 1 回実施されている滋賀県による検査結果ではいずれも基準値内であり、また令和元年 8 月 2 日に採取した本組合による自主検査の結果も 0.77ng-TEQ/g と基準値内でした。

また、今回の事案を受けて 10 月 1 日に本組合が自主検査を行ったばいじん処理物中のダイオキシン類濃度についても 0.22ng-TEQ/g と基準値内でした。

3 過去のダイオキシン類濃度の埋立基準超過

ばいじん処理物中のダイオキシン類濃度は、本組合でも年 4 回の自主検査を実施しており、供用開始以来、平成 28 年 5 月 9 日に採取した検査結果で基準値を超える 4ng-TEQ/g を計測したことを除き、全て基準値内で推移しています。

平成 28 年 5 月 9 日の検査結果（報告日は 8 月 17 日）については、過去の測定値と比べて異常に高い数値であったことから、これまでの経験からは考えられない数値であると考え、次回の自主検査の結果を待って評価することとしました。平成 28 年 8 月 2 日に

採取した自主検査の結果は 0.054ngTEQ/g でした。また滋賀県が平成 28 年 12 月 15 日に採取した立入検査の結果は 0.045ng-TEQ/g と、いずれも基準値内でした。

その後、平成 28 年度の検査結果（5 月、8 月）の報告を平成 29 年 3 月 1 日に滋賀県へ報告しましたが、その際、基準値を超えていた平成 28 年 5 月分については過去の測定値に置き換えて報告していました。

4 現在の対応

- (1) 日野清掃センターから発生するばいじん処理物は組合が所有する安土最終処分場へ運搬し埋め立てていますが、滋賀県の助言を得て、10 月 3 日以降に発生したばいじん処理物は日野清掃センター内に保管しています。

また、安土最終処分場の処理水は場外への放流を停止していましたが、9 月 10 日に採水していた自主検査結果によりダイオキシン類濃度が引き続き基準値内であることが確認できましたので、10 月 10 日に放流を再開しました。

- (2) 基準値を超える測定結果が発生した原因については現在のところ不明であり、日野清掃センターの施工者であり運転管理を委託している荏原環境プラント(株)に究明を指示しています。

5 今後の対応

- (1) 令和元年 8 月 2 日に採取した自主検査の結果は基準値内であることが確認できますので、翌日の 8 月 3 日以降から安土最終処分場への搬入を停止した 10 月 2 日までに搬入した約 265 トンのばいじん処理物については、県等の助言も得ながら、適切に処理します。

- (2) 現在、日野清掃センターにて保管しているばいじん処理物、また今後発生するばいじん処理物については、当面同センターにて保管し、適切に処理します。

- (3) 平成 28 年 5 月に採取した基準値を超えたばいじん処理物の対応については、県等の助言も得ながら対応します。

- (4) 組織内で研修を実施する等し、今後このような事案が発生しないようコンプライアンスを徹底します。

6 参考（平成 28 年 5 月 9 日前後の測定結果）

- (1) 滋賀県による検査 平成 28 年 12 月 15 日 : 0.045ng-TEQ/g
- (2) 自主検査 平成 28 年 2 月 1 日 : 0.0063ng-TEQ/g
平成 28 年 8 月 2 日 : 0.054ng-TEQ/g